

失効した知事監視製品（平成28年10月28日石川県告示第475号）

1 失効した知事監視製品を特定できる情報



2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

平成28年10月17日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。